

運転に不安がある方……

運転免許の自主返納

を考えてみませんか？



運転免許返納の必要性は感じているが……

【ためらい要因】

- ・返納後の移動交通手段への不安
- ・家族や地域への負担が心苦しい



ところが自主返納された方には
公共交通機関の割引など様々な支援
やサービスがあります。



◎県内全ての市町村で、タクシーやバスなど公共交通機関の割引制度があります。

山形県 市町村 支援一覧

検索



◎「山形県運転免許証自主返納者等サポート事業」として、運転免許証に替わる「運転経歴証明書」の提示で、代金や利用料金の割引サービスを受けることができます。

山形県 自主返納 サポート事業

検索



自主返納の手続き

自主返納の手続きは、総合交通安全センター（天童市）又はお住まいの地区の警察署・交番等にお越しいただき行います。
来庁が難しい方は、担当職員が、ご自宅等を訪問する
「訪問による運転免許の自主返納」手続き
もあります。



🚗 自主返納はしたいが、まだまだ日常生活で車が必要な方には…… 🚗


サポートカー限定免許

「サポートカー」に限り運転することができる免許です。



運転免許の自主返納等のご案内

運転免許の自主返納	手続できる場所	曜日	受付時間等
	山形県総合交通安全センター	平日 (月～金)	午前10時～午前11時30分 午後 2時～午後 3時30分
		日曜日 要申込	午後2時～午後3時 事前の申込が必要です。 総合交通安全センター 電話 (023)655-2150 申込受付時間: 平日(祝日を除く月～金) 午前9時～午後4時30分 ※ 免許証を紛失中の方は手続できません。 ※ 全免許の返納に限り手続ができます。 ※ ご家族等による代理申請はできません。
	住所地の警察署	平日 (月～金)	午前9時～午後4時30分 但し、山形、上山、天童、寒河江、村山警察署の場合 ※ 免許証を紛失中の方は手続できません。 ※ 全免許の返納に限り手続ができます。
	住所地の警察署管内の各交番・駐在所	平日 (月～金) 要申込	午前9時～午後3時 ◎ 交番等への複数回の来所が可能な方 ※ 免許証を紛失中の方は手続できません。 ※ 全免許の返納に限り手続ができます。 ※ ご家族等による代理申請はできません。
必要なもの	◇運転免許証 (代理申請の場合) ◇本人直筆の委任状 ◇代理人の身分が確認できるもの		
訪問による運転免許の自主返納			
【対象となる方】 ◇一人暮らしで交通手段がない ◇入院、施設等で外出が困難 ◇更新期限がせまっているが早期手続が困難	総合交通安全センター電話 (023)655-2150 申込受付時間: 平日(祝日を除く月～金) 要事前申込 午前9時～午後4時30分 運転免許の担当者が訪問させていただき、懇切丁寧に説明の上で、その場で手続きします。 ※ まずは、お電話でご相談ください ※		

サポートカー限定免許		
? どんな免許?	「サポートカー」に限り運転することができる免許です。 ◇申請方法: 再交付や免許更新の際に併せて行うこともできます。 ◇対象の車: ・衝突被害軽減ブレーキ ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置が装着された車	
 対象車両リスト (警察庁ホームページ)		
免許更新以外で手続される方は、下記の時間にお越しください。		
山形県総合交通安全センター	平日 (月～金)	午前10時～午前11時00分 午後 2時～午後 3時00分
住所地の警察署	平日 (月～金)	午前9時～午後4時30分
必要なもの	◇運転免許証 ◇運転する「サポートカー」の機能がわかる車検証 ※手数料は無料です。 ※再交付と併せて申請の方は別途再交付手数料2,250円、申請用写真等が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。	

尾花沢警察署(交通係) 電話(0237)24-0110

運転に不安を感じたら ご本人でも ご家族でも

